

保育所等におけるＩＣＴを活用した子どもの見守り機器導入支援事業補助金交付要綱

制 定 令和５年６月13日 こ保運第236号（局長決裁）
最近改正 令和８年６月10日 こ保運第216号（局長決裁）

（目的）

- 第１条 この要綱は、保育所等におけるＩＣＴを活用した子どもの見守りに係る機器（以下「見守り機器」という。）の導入に要する経費に対し補助金を交付することにより、子どもの安全確保に資することを目的とする。
- ２ 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めによるものとする。

（用語の定義）

- 第２条 この要綱における用語の意義は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び補助金規則の例による。

（補助事業者の範囲）

- 第３条 補助金の交付を受けることができる者は、本市の認可を得た保育所、幼保連携型認定こども園及び特定地域型保育事業並びに本市に所在する認可外保育施設（法第59条の２に規定する届出をしている施設をいう。以下、同じ。）のうち、過去にこの要綱による補助を受けていない施設・事業を設置・運営する法人又は個人とする。
- ２ 次の各号に掲げる者は、補助の対象としない。
- （１）暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「暴排条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）
 - （２）法人にあつては、代表者又は役員の中に暴力団員（暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの
 - （３）個人にあつては、暴力団員

（補助対象経費及び補助額）

- 第４条 この要綱における補助対象経費は、見守り機器の導入に要する初期費用（見守り機器の導入に必要な端末の購入費用やインターネット環境の整備費用等を含む。）とする。
- ２ 導入する見守り機器は、ＧＰＳやBluetooth等のＩＣＴサービスを活用した園外活動時の子どもの見守りに資する製品でなければならない。
- ３ 補助基準額は、１施設あたり20万円とし、補助額は、補助基準額に５分の４を乗じて得た額とする。ただし、第１項に掲げる補助対象経費が補助基準額を下回る場合は、当該補助対象経費の額に５分の４を乗じて得た額を補助額とする。
- ４ 前項による補助額の算出にあたり、1,000円未満の金額については、これを切り捨てる。
- ５ 第１項の規定に関わらず、国や他の自治体、横浜市が実施する補助を受けているものは補助対象経費に含まない。

(補助対象期間)

第5条 この要綱において補助の対象となる期間は、令和8年4月1日から令和8年10月31日までとし、この間に見守り機器の導入及び補助対象経費の支払を行った事業を対象とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が定める期日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 保育所等におけるICTを活用した子どもの見守り機器導入支援事業補助金交付申請書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)

(2) 補助対象経費の見積書

(3) 見守り機器の機能を確認できる資料

(4) 見守り機器の導入における事故防止等安全対策(第1号様式の2)

2 補助金規則第5条第3項の規定により市長が記載を省略させることができる事項は同条第1項第3号に掲げる事項とし、添付を省略させることができる書類は同条第2項第1号から第4号に掲げる書類とする。

3 市長は、第1項の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定をするものとし、その旨を保育所等におけるICTを活用した子どもの見守り機器導入支援事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知する。

4 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

5 市長は、第3項の規定による交付の決定を行わない場合は、その旨を保育所等におけるICTを活用した子どもの見守り機器導入支援事業補助金不交付決定通知書(第2号様式の2)により通知する。

6 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める取下げの期日は、第3項に規定する通知を受けた日の翌日から起算して7日後とする。

(交付条件)

第7条 前条第3項の交付の決定をする場合の条件は次のとおりとする。

(1) 補助金規則第5条第1項第4号に掲げる事項の変更(市長の定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)

第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を本市に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合も含む。）には、保育所等におけるICTを活用した子どもの見守り機器導入支援事業補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第9号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を本市に返納しなければならない。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

（変更等の承認申請）

- 第8条 前条第1号に係る市長の承認を受けるための申請は、保育所等におけるICTを活用した子どもの見守り機器導入支援事業変更承認申請書（第3号様式）により行うものとする。
- 2 前条第1号に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 事業目的達成のために事業の弾力的な遂行を認める必要がある場合
 - (2) 事業目的の変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意工夫により計画変更を認めることが、より能率的な事業目的達成に資するものと考えられる場合
 - (3) 事業目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部の変更である場合
- 3 市長は、第1項の規定による変更承認申請があったときは、その内容を審査し、変更を承認すべきものと認めたときは、速やかに変更の承認をするものとし、その旨を保育所等におけるICTを活用した子どもの見守り機器導入支援事業変更承認通知書（第3号様式の2）により通知する。
- 4 市長は、前項の規定による変更の承認を行わない場合は、その旨を保育所等におけるICTを活用した子どもの見守り機器導入支援事業変更不承認通知書（第3号様式の3）により通知する。
- 5 前条第2号に係る市長の承認を受けるための申請は、保育所等におけるICTを活用した子どもの見守り機器導入支援事業中止・廃止承認申請書（第4号様式）により行うものとする。
- 6 市長は、前項の規定による中止・廃止承認申請があったときは、その内容を審査し、変更を承認すべきものと認めたときは、速やかに中止・廃止の承認をするものとし、その旨を保育所等におけるICTを活用した子どもの見守り機器導入支援事業中止・廃止承認通知書（第4号様式の2）により通知する。
- 7 市長は、前項の規定による中止・廃止の承認を行わない場合は、その旨を保育所等におけるICTを活用した子どもの見守り機器導入支援事業中止・廃止不承認通知書（第4号様式の3）により通知する。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業等の完了後、市長が定める期日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 保育所等におけるＩＣＴを活用した子どもの見守り機器導入支援事業補助金実績報告書（第5号様式。以下「実績報告書」という。）
- (2) 補助対象経費に係る領収書等
- (3) 認可外保育施設を設置・運営する法人においては、役員等氏名一覧表（ただし、特定非営利活動法人を除く。）
- (4) 補助金規則第24条の規定による入札又は見積書の徴収を行った場合には、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写し
- (5) 補助金規則第24条の規定による入札の参加者又は見積書の徴収の相手方を同条に規定する市内事業者とした場合（同条ただし書の規定により入札の参加者又は見積書の徴収の相手方を市内事業者としなかった場合を除く。）は、当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し
- (6) 補助金規則第24条ただし書の規定により入札の参加者又は見積書の徴収の相手方を市内事業者としなかった場合は、入札又は見積りに係る理由書（第6号様式）

2 補助金規則第14条第4項の規定により市長が添付を省略させることができる書類は、同条第1項第2号に掲げる補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書並びに同条第1項第3号及び同条第2項に規定する書類とする。

3 補助金規則第24条ただし書に規定する市長が市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者から見積書を徴収する方法により難いと認める場合とは次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 市内事業者で取扱いがない場合
- (2) 2人以上の市内事業者で取扱いがない場合
- (3) 特殊な技術や経験、知識等を特に必要とするもので、市内事業者では目的の達成が行えない場合

4 補助事業者は、第1項第6号に規定する書類を提出する場合、前項各号のいずれかに該当することについて十分な調査を行ったうえで書類を提出しなければならない。

(補助額の確定)

第10条 市長は、前条第1項の規定に基づく補助金の実績報告を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、保育所等におけるＩＣＴを活用した子どもの見守り機器導入支援事業補助金額確定通知書（第7号様式）により通知する。

(補助金交付の請求)

第11条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、保育所等におけるＩＣＴを活用した子どもの見守り機器導入支援事業補助金請求書（第8号様式）により行わなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金規則第19条第1項各号のいずれかに該当するとき
- (2) 第3条第2項各号のいずれかに該当するとき
- (3) この要綱の規定に違反したとき

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(警察本部への照会)

第14条 市長は、必要に応じ、申請者又は交付の決定を受けた者が、第3条2項各号に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

この要綱は令和5年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年6月28日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和7年4月18日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和8年6月10日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

年 月 日

（提出先）

横浜市長

（提出者）

所在地

法人名

代表者職氏名

保育所等におけるＩＣＴを活用した子どもの見守り機器導入支援事業補助金交付申請書

保育所等におけるＩＣＴを活用した子どもの見守り機器導入支援事業補助金交付要綱第6条第1項に基づき、保育所等におけるＩＣＴを活用した子どもの見守り機器導入支援事業補助金の交付を申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）及び保育所等におけるＩＣＴを活用した子どもの見守り機器導入支援事業補助金交付要綱を遵守します。

1 施設名・事業所名

2 補助対象経費及び交付申請額

(1) 補助対象経費 _____円

(2) 交付申請額 _____円

3 添付書類

(1) 補助対象経費の見積書

(2) 見守り機器の機能を確認できる資料

(3) 見守り機器の導入における事故防止等安全対策（第1号様式の2）

担当者

電話番号

メールアドレス

第1号様式の2（第6条第1項）

見守り機器の導入における事故防止等安全対策

法人名	
施設名・事業所名	

1－1 使用する児童の年齢（クラス）

--

1－2 児童への装着方法

--

1－3 園児の誤飲・誤食・その他事故等への安全対策

--

担当者
電話番号
メールアドレス

第 号
年 月 日

様

横浜市長

保育所等におけるＩＣＴを活用した子どもの見守り機器導入支援事業補助金
交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました保育所等におけるＩＣＴを活用した子どもの見守り機器導入支援事業補助金について、保育所等におけるＩＣＴを活用した子どもの見守り機器導入支援事業補助金交付要綱第6条第3項に基づき交付を決定しましたので、通知します。

1 施設名・事業所名

2 交付決定額

_____円

※ただし、実際に要した補助対象経費が導入に要する費用に満たない場合は、補助額を減額することがあります。

3 交付時期

4 交付条件

- (1) 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）及び保育所等におけるＩＣＴを活用した子どもの見守り機器導入支援事業補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) 申請事項に変更があった場合は、保育所等におけるＩＣＴを活用した子どもの見守り機器導入支援事業変更承認申請書（第3号様式）を提出すること。
- (3) 事業完了後、速やかに保育所等におけるＩＣＴを活用した子どもの見守り機器導入支援事業補助金実績報告書（第5号様式）を提出すること。

担当者

電話番号

メールアドレス

第 号
年 月 日

様

横浜市長

保育所等におけるＩＣＴを活用した子どもの見守り機器導入支援事業補助金
不交付決定通知書

年 月 日付で提出のありました保育所等におけるＩＣＴを活用した子どもの見守り機器導入支援事業補助金交付申請書について、保育所等におけるＩＣＴを活用した子どもの見守り機器導入支援事業補助金要綱第6条第5項に基づき不交付としましたので、通知します。

1 施設名・事業所名

2 不交付理由

担当者
電話番号
メールアドレス

年 月 日

（申請先）
横浜市長

（申請者）
所在地

法人名

代表者職氏名

保育所等におけるICTを活用した子どもの見守り機器導入支援事業
変更承認申請書

保育所等におけるICTを活用した子どもの見守り機器導入支援事業補助金交付要綱第8条第1項に基づき、保育所等におけるICTを活用した子どもの見守り機器導入支援事業の変更に係る承認を申請します。

1 施設名・事業所名

2 交付決定通知書番号

_____ 第 _____ 号（ _____ 年 _____ 月 _____ 日）

3 （変更前）補助対象経費及び交付申請額

（1）補助対象経費 _____ 円

（2）交付申請額 _____ 円

4 （変更後）補助対象経費及び交付申請額

（1）補助対象経費 _____ 円

（2）交付申請額 _____ 円

5 添付書類

変更内容及び変更金額が確認できる資料

担当者
電話番号
メールアドレス

第 号
年 月 日

様

横浜市長

保育所等におけるICTを活用した子どもの見守り機器導入支援事業
変更承認通知書

年 月 日付で提出のありました保育所等におけるICTを活用した子どもの見守り機器導入支援事業変更承認申請書について、保育所等におけるICTを活用した子どもの見守り機器導入支援事業補助金要綱第8条第3項に基づき承認しましたので、通知します。

1 施設名・事業所名

2 （変更後）補助額（見込み）

_____円

※ただし、実際に要した補助対象経費が導入に要する費用に満たない場合は、補助額を減額することがあります。

担当者
電話番号
メールアドレス

第 号
年 月 日

様

横浜市長

保育所等におけるＩＣＴを活用した子どもの見守り機器導入支援事業
変更不承認通知書

年 月 日付で提出のありました保育所等におけるＩＣＴを活用した子どもの見守り機器導入支援事業変更承認申請書について、保育所等におけるＩＣＴを活用した子どもの見守り機器導入支援事業補助金要綱第8条第4項に基づき不承認としましたので、通知します。

1 施設名・事業所名

2 不承認理由

担当者
電話番号
メールアドレス

年 月 日

（申請先）
横浜市長

（申請者）
所在地

法人名

代表者職氏名

保育所等におけるICTを活用した子どもの見守り機器導入支援事業
中止・廃止承認申請書

保育所等におけるICTを活用した子どもの見守り機器導入支援事業補助金交付要綱第8条第5項に基づき、事業の中止・廃止の承認を申請します。

1 施設名・事業所名

2 交付決定通知書番号

_____第 号（ 年 月 日）

3 中止・廃止年月日

4 中止・廃止の理由

担当者
電話番号
メールアドレス

第 号
年 月 日

様

横浜市長

保育所等におけるＩＣＴを活用した子どもの見守り機器導入支援事業
中止・廃止承認通知書

年 月 日付で提出のありました保育所等におけるＩＣＴを活用した子どもの見守り機器導入支援事業中止・廃止承認申請書について、保育所等におけるＩＣＴを活用した子どもの見守り機器導入支援事業補助金要綱第8条第6項に基づき承認しましたので、通知します。

1 施設名・事業所名

2 交付決定通知書番号

_____第 号（ 年 月 日）

3 中止・廃止年月日

担当者
電話番号
メールアドレス

第 号
年 月 日

様

横浜市長

保育所等におけるＩＣＴを活用した子どもの見守り機器導入支援事業
中止・廃止不承認通知書

年 月 日付で提出のありました保育所等におけるＩＣＴを活用した子どもの見守り機器導入支援事業中止・廃止承認申請書について、保育所等におけるＩＣＴを活用した子どもの見守り機器導入支援事業補助金要綱第8条第7項に基づき不承認としましたので、通知します。

1 施設名・事業所名

2 不承認理由

担当者
電話番号
メールアドレス

年 月 日

（報告先）
横浜市長

（報告者）
所在地
法人名
代表者職氏名

保育所等におけるICTを活用した子どもの見守り機器導入支援事業補助金
実績報告書

保育所等におけるICTを活用した子どもの見守り機器導入支援事業補助金交付要綱第9条第1項に基づき、補助事業の実績を報告します。

1 施設名・事業所名

2 交付決定通知書番号

_____第 _____号（ _____年 _____月 _____日）

3 補助対象経費及び実績報告額

（1）補助対象経費 _____円

（2）実績報告額 _____円

4 事業完了日

5 添付書類

（1）補助対象経費に係る領収書等

【以下は必要な場合のみ】

（2）役員等氏名一覧表

（3）入札の結果が分かる書類又は見積書の写し

（4）事業者が市内事業者であることを証する証明又はその写し

（5）入札又は見積りに係る理由書（第6号様式）

担当者
電話番号
メールアドレス

所在地

法人名

代表者職氏名

入札又は見積に係る理由書

1 施設名・事業所名

2 市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者からの見積書の徴収が行えない理由

- ☐ (1) 市内事業者で取扱いがない。
- ☐ (2) 2人以上の市内事業者で取扱いがない。
- ☐ (3) 特殊な技術や経験、知識等を特に必要とするもので、市内事業者では目的の達成が行えない。

3 前項の理由に該当すると判断するに至った理由又は根拠

--

横浜市補助金等の交付に関する規則第24条に定める市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者からの見積書の徴収により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断しました。

上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された補助金の全部又は一部を返還いたします。

担当者

電話番号

メールアドレス

第 号
年 月 日

様

横浜市長

保育所等におけるICTを活用した子どもの見守り機器導入支援事業補助金
額確定通知書

年 月 日付で申請のありました保育所等におけるICTを活用した子どもの見守り機器導入支援事業補助金について、保育所等におけるICTを活用した子どもの見守り機器導入支援事業補助金交付要綱第10条第1項に基づき、次のとおり額確定をしましたので通知します。

1 施設名・事業所名

2 補助確定額

_____円

担当者
電話番号
メールアドレス

年 月 日

（請求先）
横浜市長

（請求者）
所在地

法人名

代表者職氏名

保育所等における I C Tを活用した子どもの見守り機器導入支援事業補助金請求書

年 月 日 第 号で交付決定のありました保育所等における I C Tを活用した子どもの見守り機器導入支援事業補助金について、次のとおり請求します。

1 請求金額 _____円

2 施設名・事業所名 _____

3 振込先金融機関

口座名義												
口座名義人 (カタカナ・アルファベット)												
金融機関名	金融機関コード				支店名				支店コード			
預金種目		口座番号										

<委任欄>

本件振込については、上記名義人宛振込願います。

法人名 _____

所在地 _____

代表者職氏名 _____ 印

【担当者】

氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

※請求委任や受領委任を行う場合は請求書の押印は省略できません。

年 月 日

（報告先）
横浜市長

（報告者）
所在地

法人名

代表者職氏名

保育所等におけるICTを活用した子どもの見守り機器導入支援事業補助金
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号により交付決定のあった保育所等におけるICTを活用した子どもの見守り機器導入支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 横浜市から交付された補助金の額の確定額

金 _____ 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 _____ 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 _____ 円

4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）

金 _____ 円

5 添付資料

- （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類
- （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- （3）課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）

6 施設名・事業所名

担当者
電話番号
メールアドレス